

令和4年度犯罪被害者支援講座「入門編」開催にあたって

公益社団法人被害者支援センターやまなし事務局

一昨年度からコロナ禍の影響により、研修会や講演会は縮小や中止となっておりますが、この山梨でも未だ不安の真っ直中にあるというのが現状のようです。

今回はまさしくウイズコロナの時を、工夫しながら乗り越えられるようにと考え、本講座の開催を決定致しました。

今年度については内閣府による「第4次犯罪被害者等基本計画」がスタートして1年が経過し、日本国内において性暴力による被害者支援を含めた、社会の醸成が進みつつあるように思えます。

また、そのひとつとして考えられるものに「犯罪被害者支援に特化した条例」があるように思います。

本県においても、この特化条例は現在、策定の検討会開催という段階にあり、今年度の策定をめざしているとのことを県知事からも発言がございました。

そこで多くの県民の皆様にも、少しでも被害者の置かれている状況をご理解頂き、被害に遭った後も長く生きづらさを抱えることの多い被害者に対して、県民はもとより、行政としての役割を果たすためには特化条例の制定は欠かせないものと考えています。

そこで県だけでなく、被害者がお住まいの市町村ともタイアップすること可能となることで、何処で被害にあっても平等に支援を受けることが出来る態勢が作られていくものと確信しています。

今後は市町村の特化条例の策定が促進されることを願っています。

この「令和4年度犯罪被害者支援講座 入門編」が、「被害に遭う」ということについて思いを馳せて頂くきっかけになりますようにと考えております。

是非、多くの皆様のご参加をお願い申し上げます。

令和4年7月吉日